

## 離婚

## 事案の概要

40代 女性 会社員

結婚当初から夫の両親との同居生活が続きました。子供3人がそれぞれ中高生となり、子育てに手がかからなくなる一方で、夫の両親との関係が徐々に悪化しました。

また夫は相談者をかばってくれず、徐々に夫との関係関係も悪化しました。

コロナ禍の影響で、相談者は子供を3人連れて実家に長期帰省していたところ、ふとこのまま別居しようかと思ひ立ち、相談に来られました。

## 解決結果

当職から相手方に受任通知を送付し、離婚したいことと離婚するまでの生活費を支払って欲しい旨を伝えました。相手方にもひと月足らずで弁護士が就任しましたが、離婚について協議が整わなかったため、直ちに離婚調停と生活費を求める調停（婚姻費用分担調停）を申し立てました。

最終的には離婚調停を申し立ててから約8ヶ月後に離婚が成立、子供3人の親権を取得するとともに適正額の養育費を支払ってもらえることとなりました。

## 担当弁護士からひとこと

まさにコロナ禍の最中での離婚調停申立てとなり、途中で緊急事態宣言の発令などもあり、初回の調停期日が申し立てをしてから3か月以上入らないという事態となりました。

離婚が成立するまでの途中、相手方というよりは相手方の両親が離婚をしてほしくないという思いが強く、相手の両親を意識しながらの戦いとなりました。

最終的には無事に離婚がまとまり、一段落となりました。

今振り返ると、コロナ禍を利用し、トラブルなく子供を連れて別居の形をとれたことが功を奏したとも言える事件でした。